

令和8年度福岡県立特別支援学校 高等部訪問教育入学者選考要項

一 基本方針

- 1 特別支援学校高等部訪問教育入学者の選考は、入学を希望する者について、訪問教育の必要性、障がいの種類や程度及び個人の資質や能力を公正に判定することを基本として行うものとする。
- 2 特別支援学校高等部訪問教育入学者の選考は、志願者の在学する、又は卒業した学校の校長（以下「出身学校長」という。）から提出される調査書、学力検査、身体機能検査、健康診断、面接等により行うものとする。

二 入学志願手続

1 志願資格

障がいが学校教育法施行令第22条の3に示す区分及び程度に該当し、原則として保護者とともに本県に在住する者で、次の(1)に該当し、かつ(2)～(4)までのいずれかに該当する者

- (1) 障がいの状態が重度であるか又は重複しているため、通学又は寄宿舍に入舎して教育を受けることが困難な者
- (2) 特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者
- (3) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和8年3月修了見込みの者
- (4) 学校教育法施行規則第95条に基づき、(2)と同等以上の学力があると認められた者

2 募集学校

別表1のとおりとする。

3 出願の制限

別表2により指定する学校にのみ出願することができる。

4 志願書類

(1) 入学願書

入学志願者は、入学願書（志願先学校長が定める様式による。）に必要事項を記入し、出身学校長を経由の上、志願先学校長に提出すること。

(2) 調査書

出身学校長は、志願者の調査書（志願先学校長が定める県指定様式による。）を作成し、志願先学校長に提出するものとする。この場合、出身学校長は自らを委員長とする「調査書作成委員会」を設け、生徒指導要録に準拠して厳正に作成すること。

(3) その他志願先学校長が必要とする書類

5 入学選考料

無料とする。

6 志願書類提出期間

別表に掲げる募集期間のとおりとする。なお、受付時間は、午前9時から午後4時（受付締切日は正午）までとする。

7 志願書類の受付

校長は、提出された志願書類を精査確認の上、受け付けること。

なお、受検票には受検番号を記入し、公印を押印して、出身学校長を経て志願者に交付するものとする。

8 県外からの志願

福岡県外に居住している志願者は、入学願書提出時まで、現住所のある都道府県教育委員会（現住所が指定都市の場合は指定都市教育委員会）を経由して、県外志願許可願を福岡県教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、許可を受けるには、次に掲げる各号のいずれかに該当する者であることを要する。

(1) 入学の日までに保護者とともに福岡県内に転居することが確実である者

(2) 居住する都道府県内の特別支援学校に設置されていない学科に入学を希望する者であって、原則として入学の日までに福岡県内に転居することが確実である者

(3) 福岡県内の福祉施設等に入所している者又は入学の日までに入所することが確実である者

(4) (1)～(3)のほか、福岡県立特別支援学校を志願することについて、やむを得ない事情があると福岡県教育委員会が認める者

三 入学者選考

1 選考の方法

(1) 選考に当たっては、校長を責任者とする「入学者選考委員会」を組織するものとする。

(2) 入学者選考委員会は、選考の手續及び基準を作成するものとする。

(3) 選考は、調査書及び諸検査等の資料を精査の上、総合的な判定により合否を決定するものとする。

2 検査内容

学力検査、身体機能検査、健康診断、面接、その他必要な検査等については、校長が定めるものとする。

3 検査期日・日程

- (1) 検査期日は、別表のとおりとする。
- (2) 日程は、校長が定めるものとする。
- (3) 検査当日、不慮の事故、感染症の罹患等真にやむを得ない理由により受検できなかった者については、後日追検査を行うことができる。

4 検査場等

- (1) 検査は、志願先学校において行うものとする。
ただし、志願者の障がいの状況等により、必要に応じて家庭や施設等で行うことができるものとする。
- (2) 採点、評価等は、志願先学校において行うものとする。

四 合格者発表

- 1 合格者発表の期日は、別表のとおりとする。
- 2 合格者発表は、志願先学校での掲示及び学校ホームページへの掲載等により行うものとする。

五 募集要項

校長は、この要項に基づき入学者選考の募集要項を作成するものとする。

別表1

学 校 名	募 集 期 間	検 査 期 日	合 格 者 発 表
築 城 特 別 支 援	令和 8 年 1 月 23 日(金) ゝ 1 月 30 日(金) 正午締切	令和 8 年 2 月 9 日(月) ゝ 2 月 13 日(金) ※上記期間のうち 志願者の状況に 応じて決定	令和 8 年 3 月 12 日(木)
む な か た 特 別 支 援			
古 賀 特 別 支 援			
福 岡 特 別 支 援			
福岡つくし特別支援			
太 宰 府 特 別 支 援			
糸 島 特 別 支 援			
小 郡 特 別 支 援			
田 主 丸 特 別 支 援			
柳 河 特 別 支 援			
筑 後 特 別 支 援			
直 方 特 別 支 援			

(注) 日程は、感染症等の状況によっては、変更になる場合がある。

別表2

築 城 特 別 支 援	行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
む な か た 特 別 支 援	宗像市、福津市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町
古 賀 特 別 支 援	古賀市
福 岡 特 別 支 援	宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町
福岡つくし特別支援	春日市、那珂川市
太 宰 府 特 別 支 援	筑紫野市、大野城市、太宰府市
糸 島 特 別 支 援	糸島市
小 郡 特 別 支 援	小郡市、うきは市、朝倉市、筑前町、東峰村、大刀洗町
田 主 丸 特 別 支 援	ゆうかり医療療育センター入所者
柳 河 特 別 支 援	柳川市、大川市、みやま市
筑 後 特 別 支 援	八女市、筑後市、大木町、広川町
直 方 特 別 支 援	直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、 桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町